

平成 22 年第 2 回更別村議会定例会会議録

平成 22 年 6 月 9 日

平成 22 年第 2 回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男

書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。 (10 時 00 分)
議 長		村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長		本日ここに、平成 22 年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 新年度も早 2 か月を越えるところとなりましたが、4 月からの異常な悪天候に加え、宮崎県下の口蹄疫等の影響により、農業情勢が大変心配されるところでございます。 本格的な夏場を迎え、天候の安定と口蹄疫の早期終息を願いますとともに、甚大な被害を受けております宮崎県の皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。 そして国政であります。普天間基地移設や政治と金の問題から混迷を深めた結果、6 月 2 日、鳩山首相の突然の辞任を受け、急きょ昨日、菅新内閣発足となったところであります。重要法案審議中の首相交代であり、また国内外の情勢極めて厳しい中にあり、早期の国政安定を望むものであります。 こうした状況下、村におきましては、安心安全の村づくりを第一に考えまして、職員等一丸となり、一步一步着実に村づくりを進めてまいりたいと思っております。 今定例会であります。懸案でありました十勝モーターパーク問題につきましては、清算管財人の整理方針に基づいて関係者の理解と協力により、ここに清算終了の運びとなりました。しかしながら滞納の村固定資産税につきましては巨額の不納欠損処理となりましたことを村民の皆様にご心からお詫びを申し上げる次第でございます。今般、村政を預かる責任者として、一定の区切りを付けさせていた

		だきたいと思っているところでございます。 その他、関連事項を含めての報告案件を初め、人事案件 1 件、条例等の改正、規約変更の件、10 件、補正予算の件 2 件について、ご審議をお願いするものでございます。 よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議	長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。
		(10 時 03 分)
議	長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 4 番堂場さん、6 番松橋さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 2 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 2 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 6 月 18 日までの 10 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 18 日までの 10 日間といたしたいと思いをします。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 10 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

議	長	次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。
総務厚生常任委員長		高橋総務厚生常任委員長 (総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。
産業文教常任委員長		松橋産業文教常任委員長 (産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	これで常任委員会の報告を終わります。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
村	長	岡出村長 口頭にて補足をさせていただきたいと思います。 まず 1 点目、十勝モーターパーク株式会社の会社整理についてでございます。 6 月 3 日に最終であります第 3 回債権者集会が開催されまして、管財人から別紙のとおり自己破産に伴う任務終了の計算報告書が提出されたところであります。 結果、会社整理に伴う財団からの更別村への配当総額は次のページにも記載してございますが、総額 23,459,579 円となったところであります。村ではこの金額を滞納となっている固定資産税、法人住民税に充当いたしまして差引き不足する固定資産税につきましては平成 21 年度において 297,496 千円、平成 22 年度におきまして、7,968,614 円を不納欠損処理することにいたしました。同時にこれらにかかる延滞金につきましても自動的に消滅するというところでございます。また合わせて同会社に対する会員券 8,000 千円、株券、これは出資金であります。7,950 千円を村財産から平成 22 年度において落とすということになったわけでありまして、総額 321,414,614 円、このような多額な不納欠損処理、財産の消滅等に至りましたことに対して村民、議会の皆様に深くお詫びを申し上げる次第であります。 今後、国民義務であります税の公平性等についてより一層努力をしてまいり所存でございます。 続きまして 2 番目の農作物の生育状況についてでございますが、6 月 1 日に調査を行いまして、この結果を報告するものであります。例年より大幅な遅れが見られまして、現在はこの回復を期待しているものでございます。 内容についてはお目通しを願うものであります。 3 番目の村営牧場の入牧につきまして、5 月 17 日に入牧を行いまして、461 頭入牧したものでございます。 口蹄疫の問題から予防措置を講じてございます。

		特に牧場内を横断する南 6 線道路につきましては警察と協議の結果、通行止めにしたいただいております。
		4 番目の更別村情報公開条例の運用につきましては、請求件数等ございません。
議	長	以上報告いたします。
		これで村長からの一般行政報告を終わります。
		ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います
議	長	日程第 6、教育行政報告を行います。
		教育行政報告は文書で配布されております。
		これで教育長からの教育行政報告を終わります。
		ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 7、報告第 1 号、平成 21 年度繰越明許費の件を議題といたします。
		報告の説明を求めます。
村	長	岡出村長
		報告第 1 号、平成 21 年度繰越明許費の件でございます。
		地方自治法第 213 条の規定により、平成 21 年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、報告をするものであります。
		次のページが計算書でございます。
		本件に関しましては、平成 21 年度の国の緊急経済対策事業を主なものといたしまして繰越をし、実施しているものでございます。
		対象事業名は記載の 14 事業となっているところであります。
		内容についてはお目通しを願うものでございます。
		お開きをお願い申し上げます。
		金額につきましては、総額 122,451,000 円、翌年度繰越額につきましても同額であります。左の財源内訳でございますが、既に収入となっております特定財源につきましては、合計で 93,776,000 円、未収入特定財源といたしましては、国庫支出金、これは子ども手当の実施準備経費でございますが、3,225,000 円、合計でも同じ額であります。それから道支出金につきましては、防災情報通信設備整備事業の補助金、5,814,000 円、合計でも同額でございます。
		一般財源合計で 19,636,000 円となっているところでございます。
議	長	以上、報告をさせていただきます。
		説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。
議	長	質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。

議 長

これで質疑を終了し、報告済といたします。
日程第 8、議案第 36 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長
議案第 36 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。
更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
同意を求めようとする方は、更別村字更別南 1 線 38 番地 14、塩田辰則氏、昭和 27 年 1 月 1 日生まれでございます。
塩田氏には、平成 16 年 6 月 22 日より、同委員をお願いしておりますが、再度、平成 25 年 6 月 21 日までの 3 年間お願いするものであります。

議 長

ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。
おはかりいたします。

議 長

ただいま議題となっております議案第 36 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第 36 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
日程第 9、議案第 37 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

村 長

提案理由の説明を求めます。
岡出村長
議案第 37 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
理由であります、開会の挨拶、また一般行政報告で報告をさせていただきましたが、十勝モーターパーク問題に関しましては、いかなる理由がありましても、結果として解決に長期間を要し、また

		財政上、また更に税の公平上におきまして、大きな影響を与えてしまったわけであります。村政を預かるものとしたしまして、責任を痛感しているところでございまして、今般、村長並びに副村長について処分を行うこととしたものであります。 理由に示したとおり、平成 22 年 7 月分の給料に限り、村長については給料月額 30%以内、副村長につきましては給料月額 15%以内で減額支給をするため、この条例を制定するものであります。 内容であります、村長の給料月額につきましては 650,000 円を 455,000 円に、副村長の給料月額につきましては 576,000 円を 489,600 円とする規定を本条例附則に加えるものであります。 次のページ、改正する条例でございしますが、内容につきましては、ただ今申し上げたとおりであります。 内容につきましては省略をさせていただきますが、この処分をもって責任が取れたとは決して思っておりません、税の公平性、あるいは財政健全化に一層努力をしてまいりたいものでございます。 よろしくお祈りを申し上げまして、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 37 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 10、議案第 38 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 38 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由であります、更別村職員の勤務時間等について国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとする

議 長
総務課長

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

村 長

ものであります。

要旨といたしまして、職員が 3 歳に満たない子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない規定を加えるものでございます。

なお、改正内容等、詳細につきましては、若園総務課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案説明といたします。

若園総務課長

(議案第 38 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 38 号、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。(10 時 50 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 05 分)

日程第 11、議案第 39 号、更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第 39 号、更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由であります。更別村職員の育児休業等について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正することに伴い、その施行及び国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

要旨であります。2 点ございまして、1 点目、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は

議 長
総務課長

育児休業、育児短時間勤務及び部分休業することができることとする
条文改正及び条文追加であります。

2 といったしまして、再度の育児休業及び育児短時間勤務をすることが
できる特別の事情に関し、当該事情の緩和等の条文改正でございます。
なお、改正内容等、詳細につきましては、若園総務課長に補
足説明をいたさせます。

よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

若園総務課長

(議案第 39 号、更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。
これから議案第 39 号、更別村職員の育児休業等に関する条例の一
部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 12、議案第 40 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正す
る条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 40 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
の件でございます。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制
定するものでございます。

理由といたしましては、高額療養費等の取り扱い等、医療保険制
度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法
律の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しよ
うとするものでございます。

要旨であります。今般の法の一部改正に伴いまして、国民健康
保険法の一部条文の番号が繰り上がるために、同法を引用する条例
の箇所を改めるものであります。

条文の整備でございまして、これによります影響等は特にないも
のであります。

		次のページ、改正条例の本文であります。
		新旧対照表でお示しをしてございますが、第 10 条中、第 72 条の 5 とございますのを第 72 条の 4 に改めるというものであります。
		この附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成 22 年 6 月 1 日から適用するということになってございます。
		以上、提案説明といたします。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 40 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
		本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 13、議案第 41 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件から、日程第 16、議案第 44 号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更の件までの 4 件を一括議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 41 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件であります。
		地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するものであります。
		理由でございますが、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う組合理約の変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。
		要旨、内容でございますが、組合理約別表第 2 の選挙区の区域を支庁から北海道総合振興局及び及び北海道振興局に改めるものであります。
		次のページが変更する規約であります。
		変更する規約、お示しの通り、各支庁管内とあるものを各総合振

興局及び振興局に変更するものでございます。

細かい変更点については省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するということでございます。

次に議案第 42 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件であります。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

理由であります、これにつきましては、議案第 41 号と同じでございます。

次のページが変更する規約の本文でございますが、組合からの申出によりまして、改め方式にて規約の変更をお願いすることといたしてございます。

資料の 12、13 ページに新旧対照表を提出しております。

これにつきましては、お目通しを願うものといたしまして、議案第 41 号の内容と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

次に議案第 43 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更の件であります。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

これにつきましても理由は、議案第 41 号と同じでございますので省略をさせていただきます。

要旨であります、1 点目といたしまして、組合議員の選挙及び任期に関する規定の区域について支庁管内を地区に改めるということであります。

また 2 点目といたしまして、組合理約別表第 1 の支庁名を改め、組織団体の所属を改めるものでございます。

これにつきましても、内容等についての説明を省略させていただきたいと思っております。

次に議案第 44 号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更の件であります。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村備荒資金組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

理由であります、これにつきましても議案第 41 号と同じであります。

内容につきましても、規約中、各支庁を北海道総合振興局及び北海道振興局に改めるという内容でございますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

議	長	説明が終わりましたので、これから議案第 41 号から議案第 44 号までの 4 件に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案第 41 号から議案第 44 号までの 4 件に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 41 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件から、議案第 44 号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更の件までの 4 件を一括して採決いたします。 議案第 41 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件から、議案第 44 号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更の件までの 4 件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 41 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件から、議案第 44 号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更の件までの 4 件は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 17、議案第 45 号、村道路線認定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 45 号、村道路線認定の件でございます。 道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙の村道の路線を認定するものであります。 理由であります、高規格幹線道路中札内大樹道路工事の施工に伴う側道及び付替道路を村道として認定するため議会の議決を求めるものであります。 本道路の整備に関しましては、営農等に支障のないように帯広開発建設部と地権者そして村及び関係者と協議を進めてまいりました結果、別紙の 11 路線、資料の 14 ページ、色分けでお示しをしておりますが、側道の整備といたしまして 7 路線、付替道路 4 路線の 11 路線を村道に認定の上、同事業にて一体的に整備を図るものであります。整備完了後は村道として村が管理をするということでございます。 別紙にそれぞれ 11 路線お示しをしておりますが、詳細につきましては、お目通しを願うものであります。 この資料にも色分けでお示しをしておりますので、ご参照賜りたいと存じます。

よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

6 番 松橋さん
高規格道路が去年の冬、更別を通りますよというのを始めて私も
呼ばれて行って聞きましたし、上更別福祉館で小さい細目について
了解はしました。

1点、つながらない村道、これは村の土地も入っているのでしょうけれども、何でつながらない道路なのか、その辺の説明をちょっとお願いしたいのですけれども。

三品建設水道課長

今のご質問でございますけれども、東 14 号道路の部分なのですが、既設にある道路についてはそのまま利用するという形になります。それから今回の付け替え道路、それから側道の部分なのですが、側道につきましては、東 14 号の代替の機能を有する道路ということで、耕作道路が必要という所で付けている部分でございます。

6 番 松橋さん

今の説明でいきますと、将来的には村道となりまして村が管理をする。そしてその耕作道路も必要だということで、つながっていない所は全部必要でないということですか。

道路というのは将来的に考えてつながっていて道路が生きるものであって、川に橋が架かって、それもつながっていくのが道路ではないのですか。

その辺の理解が全然僕は出来ないのですけれども、

岡出村長

確かに図面を見たとおりにつながっていない道路でありまして、基本的には東 14 号を基本としているわけです。

ただ耕作上、やはり代替道路だとか、そういうものを付けませんと営農に支障がきたすということから、これは整備が必要なわけがあります。その整備については、村道でなければ開発の方で整備できないということでもありますので、これは村道として認定をして整備をしてもらう、その後につきましては、その周辺の方々と話し合いをして、その道路が冬も利用するのであれば第 3 次路線として協働の精神でやってもらうか、また他にルートとしてつながっていくような道路は村で管理していかなければならないということになるわけです。

とにかく村道路線の認定をしないと、この高規格道路の整備事業として一体的に整備が出来ないということをわかっていただきたい。

整備後はそういう体制の中でやっていきたいということです。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

そうしなければ高規格道路として認定がならないという説明で、地元なり、更別村役場は地権者とお話をしている時に開発はもちろん対応しているでしょうけれども、どういう立場で会議に臨んでおられるのですか。

例えば、ここでこの人はこの値段、補償では駄目だよと地権者が言った場合に、更別村役場は開発と一緒にその人に説得にあたっていると理解していいのですか。

議長
村 長

岡出村長

開発の事業でありますから、具体的な価格交渉について村はタッチしないとことになってございます。ただし周辺の影響、それから営農に支障のないような排水対策、これは地元の立場として開発に申し上げてきたところであります。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

それで、実はこの図面が出てから、課長に説明を受けまして、初めてわかったのですけれども、既存の 14 号が舗装になるという話も初めてお聞きをしたのですけれども、水の問題も早くから言って質問しまして、村長も答えてくれていましたし、聞きますと側溝で上更別南の南 1 4 線に向かって行くような形にしてくれそうな案で、私自身も含めてあそこに地権者、土地買収はないにしてもかなりの人が耕作をしている。今、測量が終わったり、価格交渉に入っていると思うのですけれども、その周りの人に対して 1 回も説明が去年の 3 月からないということはどういうことなのでしょう。そこら辺の人は関係しなくていいということでしょうか。

議長
企画政策課長

三好企画政策課長

この件につきましては、住民説明ということで、平成 19 年 12 月に道路の計画説明会を村内的に実施しております。その後、去年の 5 月に更別地区と上更別地区に分けて道路の設計説明会ということで、段階的に住民の方にご説明をさせていただいております。それを経て、地権者会議を設立していただき、それと共に更別区、南更別区、香川区、上更別区という 4 つの区を横断するものですから、地区別にこの方針に関わる説明をさせていただきまして、排水対策、耕作道路の対策ということと補償の関係ということで、開発と地域と協議を進めてきております。今年の 4 月に一定の了解がされております。

今後、開発としては 9 月の下旬から 10 月にかけて、更別区間の工事に入りたいというような計画をされているようでございます。

それにあたって今まで色々と説明会等を開催して、地区の了解を取ってきているところなのですが、いざ工事が始まるということになりますと、色々と問題点が出てくるかなというところがございます。そんな中で工事の前に工事説明会ということで全村的なご説明をさせていただく機会を設けていただきたいということで開発の方

に要望してございます。それを受けて開発もそのように説明会を開催する旨、予定しているというということで聞いておまして、周辺の方、更別村の場合はかなり離れた方も高規格で分断されて通行に障害だとかということもあるものですから、そういった方の工事の説明、意見、要望等を聞く機会を設けるということで段階的に地区並びに村内的な理解の元に工事を進めていきたいということで開発の方も考えていますし、村の方もそのように進めていただくように要望しているところでございます。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

今まで課長から言われた 2 回の会議には僕も出ています。説明も聞いています。現状で村道の認定が切れ切れになっている理由も地元の人から聞きました。うちの地区でも関係者以外の残りの人は会議にも呼ばれていませんし、東 14 号が簡易舗装とかで進んでいるということも全然承知していませんし、だから大事業だと思うのです。高規格道路が自分の地域の周り、畑の横を通るということは。トンネルも出来るでしょうし。それが完全に決まるまで説明会はしていますと言っていますけれども、私自身も皆さんも開発からも役場からも現実に手紙 1 つももらっていません。それというのは 9 月に買収が終わってからどかんとこれで決まりですよということで、どかんと降ろすということですか。

それは迷惑をかけることも含めて、周辺の農地を持っている人達に対して非常に失礼と言わざるを得ないのではないですか。

議長
企画政策課長

三好企画政策課長

先程もご説明させていただきましたけれども、村内的な説明会、地区別の説明会ということと、地権者の方の説明というものを段階的ではありますけれども進めていくということでご理解をいただきたいと思います。

ただ、工事が間近にならないと実感が足りないというというか、そういったこともあろうかと思えますし、新たな問題点も出てくる可能性があるかなと思えます。それで実際の工事に先立って全村的な工事の説明会をしていく中で最終的な要望、意見等もその中に折り込んで工事を進めていくということで開発も村も理解して進めているということでございます。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

何か先程と同じような意見なのですが、全部決まってから畑に下りるのにトンネルなのか付け道路なのかもわからないで、こう決まってからこうなさいという高飛車な言い方で皆さんは納得できますか。村道もつながる所とつながらない所があって川があるのになぜ橋がないのか、そこら辺も理解出来ませんけれども。あの中に村有林もたくさんありますよね。そこがどうなるかも全然わかりませんし。その辺の説明が全然わからないのですけれども、そういうので大事業が進んで行くのですか。正直な話、私の地区でも半

分の人は関係していますし、半分の人は関係してないのですけれども、その人達を含めてどうなのですか。もし、農作業の邪魔になるからと言われたらどうなるのでしょうか。その辺も含めて、言われていることは出来上がったら説明しますという理解は出来ますけれども、現実には村道で認めなさいと先に出ているのです。僕は金曜日に見せてもらっただけなので、それを今認定しなさいと言われても賛成出来かねます。

議長
副村長

江本副村長

この高規格道路にあたっては東 14 号を通るということで、村内的に 2 回の説明は地権者以外でも説明ということで手順を踏んでやってきています。それには松橋議員も出席しているということですし、地権者につきましては、付け替え道路というのは、道路をボックスで挟んで農作業に支障のないようにやる道路です。側道については脇道で、つながっていないと言いますが、既設の道路はありますので、全部はつながっているのです。これをまず理解していただきたいと思います。図面上では青とピンクの色で寸断されていますけれども既存の道路がある所はつながっているということで理解していただきたいと思います。

また地権者以外の近くに畑作を持っている方については 2 回の説明の中で開発で呼びかけておりまして、地権者、それ以外の方も呼びかけております。その辺も手順を踏んでやっているということは理解していただきたいと思います。

この村道の認定がなければ開発の方では用地買収に入れないということになっていますので、地権者の方が入って関係者、開発、役場も入ってそれなりの時間、日数を積み上げてやってきております。今回、認定をいただきましてスムーズな高規格道路の施工に向けてやるために今回の村道としての認定のための議案を提出した次第でございますので、その辺、手順を踏んでやってきておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

採決をする時に態度を表明します。僕ばかりではなくて地域の何人かも含めて、まだ説明不足だという理解しか受けていませんので。役場は手順を踏んで説明してきていますと言うけれども、実際に聞いたのは金曜日の資料配布を受けた時ですから。

議長
村長

岡出村長

今回の方式につきましては、周辺の営農活動に支障のないように村も申し出をして、こういう形にして下さいよということで進めてきているものですから、その辺は理解していただきたいと思います。

ただ、資料が遅いとかということは、本当に 4 月中に基本的なことが決まって、急ぎ今年の予算の中で発車をしていくという中で、こういうことが生じているわけでありまして、その辺は理解してもらいたいと思います。

議 長

これは村民周辺の方々のためにもなることでありますので、理解をお願いしたいということを再度申し上げて答弁とさせていただきます。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

原案に対する反対者の発言を許します。

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

説明は色々受けましたが、道路が出来ることは喜ばしいことですし、村道が伸びることも喜ばしいことですけれども、今回の認定につきましては、私自身は説明不足、私自身も承知していませんし、地域の何人かも承知していませんので賛成出来かねます。反対させていただきます。

議 長

原案に対する賛成者の発言を許します。

7 番本多議員

7 番 本多さん

今回の村道の認定ですけれども、この高規格道路がスムーズに工事が出来まして農作業等にも支障をきたさないためにも、そういうことで村も開発をお願いをしていたと思うのです。そういった意味で早く認定をしてスムーズに農家も工事関係者も仕事出来るような形にしなければならないと思いますので、私は賛成をしたいと思います。

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 45 号、村道路線認定の件を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立 5、着席 1)

議 長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 18、議案第 46 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 46 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,647 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,696,634 千円とするものであります。第 2 項については、お目通しを願うものであります。

今回の補正予算に関しましては、南十勝の町村共同で行ってございます、南十勝こども発達支援センターの整備に関するもの、更に

	は消費者対策、口蹄疫対策、そして企業連携事業といたしまして、十勝スピードウェイのママチャリ 12 時間イベントの支援、それから文部科学省、道教委の指定を受けて食育教育を推進しようということの内容でございます。
	詳細につきましては、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。
	以上、提案説明といたします。
議 長	江本副村長
副 村 長	(議案第 46 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算 (第 1 号) の件について補足説明を行った。
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
	4 番 堂場さん
4 番堂場議員	農林水産業費の中の口蹄疫の関係でお聞きしたいのですが、大変な事が起きております。それで村も消石灰を入口を真っ白に撒いております。大変良いことだと思っております。それでこの他にも消毒マット 50 枚の予算を組んでいますが、村の公共施設等では消毒槽とか消毒マットを全部設置しているのかどうかお聞きしたいのですが。
議 長	五十嵐産業課長
産 業 課 長	現在まだ設置してございませんけれども、補正予算を上げる段階で実は補正にするか専決をしていただくかということ迷ってしまして、発注したのですが 2 週間から 20 日かかるという状況だったものですから、今回の補正という措置を取らせていただいております。
	昨日マットが届きましたので、今日の本会議が終わった後に関係課長をここに止めて説明して配布する予定をしております。ですから明日あたりから各施設に踏み込みマット、それから消石灰についても農協で 10 日に 600 袋の配布があるということで、農家が引き取った後に余った分をまわしてもらって消石灰も撒く予定をしております。
議 長	4 番 堂場さん
4 番堂場議員	この病気は大変で毎日、新聞、テレビ等でも報道されておりますけれども、こういう緊急な場合は専決でやっていただきたいと思うわけです。
	それからこの病気については、もう既に日本に入っています。これがまた北海道等に来たら北海道の牛、豚等も全滅するのではないかという位の気を持って畜産農家だけではなくて一般人も大変だという認識を持たすためにも少なくとも村の施設位には早くに消毒等をして一般人に認識をしていただくということによって、ウイルスを持ち込まないということで全員がそういう感覚に立たなければ防止出来ないと思いますので、なるべく早く消毒マットなり消毒槽を設けて学校あたりでも全部やって子ども達にも認識させて大変な病

議
村

長
長

気なんだということを持って出来れば一般人も出来れば牛、豚のいる所には近寄らないという位の認識を持たなければ阻止出来ないように感じますので、その辺よろしくお願いいたします。

岡出村長

資材等につきましては、予算前でありましたけれども発注をさせていただいたところであります。

資材等は揃ってございますので、早急に配置をしてまいりたいと思います。それから一般の広報につきましても酪農家の方々は非常にぴりぴりとした状況でございますので、必要のない方が酪農家に訪れるだとか、消毒もしないでそのまま入るとかということについては、広報等でしっかりしてまいりたいと思っているところであります。

それから過剰に何でもやっけてしましますと、これは日本の経済がおかしくなりますので、リスクに応じた対応というものが必要でございますので、その辺を見極めながらやっけてまいりたい。そして万が一、北海道に危険が及ぶようなことがあった場合には、専決させていただいて対応してまいりたいと思っているところであります。

また色々な場面が出てくると思いますので、議会のご協力もお願い申し上げます。

議
6 番松橋議員

長

6 番 松橋さん

騒ぐことはないと言いましたけれども、役場の前に石灰を撒く前に、業者の方でさえ、農家も個々に撒いていましたから、行政は率先して消石灰を撒くべきでしょうし、更別村の対応は各町村から見るとかなり遅れています。特に騒ぐ必要がないという言葉がありましたけれども、足寄の方は高校生のクラブも断っていましたけれども、鹿追町は 250 人受けています。その代わり鹿追町は言われる何年も前から真っ白にしている。それは店屋さんも含めて。その辺、更別村はちょっとゆっくりしていたかなという気は否めませんので、やはり率先してリーダー制を発揮してほしい。万が一の時には今までのようなことにはいきませんので、法律も変わりましたからあれでしょうけれども、その辺も含めてNOSA I の職員も手伝いに行く位の非常事態ですから理解をして欲しいと思います。

議
村

長
長

岡出村長

やはり口蹄疫の問題に関しては、初動体制というのが本当に重要だと認識をしているところであります。改めて職員も全員、この危機感を持っていたかなければなりませんし、私どももそうしていきたいと思います。対応の遅れ等というものもあるということでございますが、村道 1 つ閉鎖するにしても警察の了解だとか色々と手続きがあるのですけれども、本当の危険を感じた時には、そういうものも取らないで私の責任下でそういうものをやっけていかなければならないと思っているところであります。そういうことも含めて庁内一丸、村民一丸となって予防対策に口蹄疫ばかりではなくて、他

議長
3 番菊地議員

の病気もあるわけですので、普段からそういうものに気を付けてまいりたいと思っていますところであります。

3 番 菊地さん

ふるさとプラザ費のふるさと館維持管理経費、修繕費のことについてお伺いします。今説明ありましたらせん階段の部分とボイラーの配管の繋ぎ目のゴムの部分ということで、先だって説明がありました後に現地に行ってみせていただいたのですが、ふるさと館は湿度の関係で土間体区館を人工芝に変えたという経緯がありましたので、今度はどこから水が出たのかと思って行ってみたのですけれども、舞台の上にある外舞台からみた上の黒いオブジェのようなものということで理解して間違いないでしょうか。

あと今回の修繕はその部分から舞台にたくさんの雨漏りがあるのですけれども、その部分に対する対策だけということではよろしいですか。

議長
産業課長
議長
3 番菊地議員

五十嵐産業課長

そのとおりでございます。

3 番 菊地さん

ふるさと館の中の他の部分も見せていただいたのですけれども、天窗の部分ですとか廊下の部分ですとか、他にも雨漏りしている場所が何箇所かございました。そこから他にも結露とかあるのかもしれないのですけれども、そこから廊下に水が落ちて、その周りのクロスがはがれている。膨らんでいる。そういう部分が他にも何箇所か確認されました。夏の間だけではなくて、雨漏りがある。結露があるというふうになりますと、冬の間、それが凍結して溶けて凍結してというのを繰り返しますと施設全体の耐久性にも影響が出てくると思いますので、長いスパンで全体的な施設の寿命を保つということを考えて修繕箇所も精査していただきたいと思っています。

議長
副 村 長

江本副村長

ふるさと館につきましては、人口芝生にしてステージの逆むくれとか色々と言われております。それにつきまして、今年1年人口芝生にして来年度向けて、議員がおっしゃられた点につきまして、細かく点検して維持、長寿命化するよう色々な検討をしてまいりたいと思っております。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

先程の口蹄疫対策の関係で施設に50枚のマットという話でしたけれども、これは行政区会館の分も含めているのか。

議長
産業課長

五十嵐産業課長

今のところ、撒く予定は計画してございませんが、500袋の中には緊急の時にも対応出来るように備蓄、それから不特定多数の人が多数出入りする所に撒くという計画をしております。マットについては、不特定多数の人が出入りする小学校だとか温泉だとかに主体的にやって、消毒液も見て補充して頻繁に補充しなければならない

議長
2 番高橋議員

ということで、公共施設と言っても温泉だとかそういうところを想定してございます。

2 番 高橋さん

勢雄あたりは区長が気を利かして、自主的に消石灰を撒いたりしています。資材の配布くらいはお願いできないかと私は思うのですが、その辺についてちょっとお願いします。

議長
産業課長

五十嵐産業課長

先程説明申し上げましたとけれども、500 袋の中には余裕もありますので、少し検討させていただきたいと思います。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第 46 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。(12 時 05 分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

議長

日程第 19、議案第 47 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長

議案第 47 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件であります。

第 1 条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 599 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 404,604 千円とするものであります。第 2 項については、お目通しを願うものであります。

補正の内容でございますが、6 ページをお開き願いたいと存じます。

歳出、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、599 千円を追加するものであります。

この度、5 年程使ってございますが、超音波の治療器の修理が必要となりまして、この修理費に 599 千円を要するものであります。

その財源といたしましては、5 ページの歳入でございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、599 千円、一般会計の繰入金で財政補てんをするものであります。

議	長	以上、提案説明とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 47 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計 補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 20、意見書案第 2 号、新たな高校教育に関する指針及び公 立高等学校配置計画の抜本的見直しを求める意見書の件を議題とい たします。 提案理由の説明を求めます。 7 番 本多さん
	7 番本多議員	新たな高校教育に関する指針及び公立高等学校配置計画の抜本的 見直しを求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 高校への進学率が 98%に達し、すでに義務教育化している中で、 国は「公立高等学校の授業料無償化」等を制定し、保護者の経費の 負担軽減を図ったところです。更に、国は「地方再生や活性化」な ど都市と地方の格差是正、地域主権なども積極的に進めようとして います。北海道教育委員会が示した「公立高等学校配置計画」は、 残念ながら、都市と地方の教育格差を一層助長するものであり、「地 方を元気に」という、将来の国のあり方に逆行し、地方の教育環境 の悪化と地域の過疎化に拍車をかけるものです。 このことから、「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学 校配置計画」の抜本的な見直しを求めるため、別紙意見書を、松橋 議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろし くお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
	長	質疑なしと認めます。

		これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 2 号、新たな高校教育に関する指針及び公立高等学校配置計画の抜本的見直しを求める意見書の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 2 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 21、意見書案第 3 号、持続可能な北海道畑作農業の確立に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 2 番 高橋さん
2 番高橋議員		持続可能な北海道畑作農業の確立に関する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 北海道・十勝の畑作農業は、機械化一貫体系による合理的な輪作方式のもとで大規模な経営を行っています。 また、畑作物は、加工原料作物として、地域工場等と密接な関係のなかで、地域経済・社会を支える重要な役割を果たしています。 しかし、国が導入した水田・畑作経営所得安定対策は、制度設計の不備などから所得減少と生産意欲の減退を招いています。このため、野菜など他作物へ作付転換が進み、畑作農業における適正な輪作体系が崩壊する恐れがあります。 新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、食料自給率を 50%まで引き上げる政策目標を掲げていますが、北海道の畑作農業の生産力が十分に発揮されるか不透明な状態にあります。また、畑作物への戸別所得補償制度導入についても、どのような制度設計が行われるか重大な関心を払っています。 については、持続可能な北海道畑作農業の確立に向けて、生産現場の意見を十分踏まえ、万全な政策が講じられるよう、別紙意見書を、菊地議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。

議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
		これで討論を終わります。 これから意見書案第 3 号、持続可能な北海道畑作農業の確立に関する意見書の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 3 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 22、陳情第 1 号、2011 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件を議題いたします。
議	長	おはかりいたします。 ただいま議題となっております陳情第 1 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、陳情第 1 号、2011 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 復元、教職員定数改善、就学保障充実など教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
		日程第 23、陳情第 2 号、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める陳情書の件を議題いたします。
議	長	おはかりいたします。 ただいま議題となっております陳情第 2 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、陳情第 2 号、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
		おはかりいたします。 議事の都合により 6 月 10 日から 6 月 16 日までの 7 日間休会いたします。

議

長

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、6月10日から6月16日までの7日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(13時43分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 6 月 9 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員